

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により桜井市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

令和七年十一月七日

奈良県知事 山下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 桜井複合商業施設

所在地 桜井市大字大福九〇一―一ほか

二 桜井市から聴取した意見の概要

1 環境総務課

(1) 事業者及び出入り業者等は、トラックやフォークリフト等のエンジン音やアイドリング音、積み荷の降ろす際の作業音等には十分注意を払い、苦情がないように作業を行うこと。

(2) 店舗営業等に際して騒音、振動、粉塵、悪臭等により周辺環境が悪化することのないよう、関係諸法令を遵守し万全を期すとともに、万一苦情が発生した場合は、起業者の責任において誠意をもって迅速に解決に努めること。

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び桜井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（以下「条例」という。）を遵守し、適正に処理すること。

2 施設課

(1) 事業活動に伴って生じた一般廃棄物は事業者自ら処理すること。

(2) 可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物に分別し、廃棄物の減量に努めるとともに、粗大ごみ及び資源物については自己処理すること。

(3) 桜井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第十八条に基づき一般廃棄物保管場所に設置すること。

(4) 一般廃棄物の処理については土曜日、日曜日及び祝日（搬入受付を行っている日を除く。）の搬入は行わないこと。

(5) 条例及び規則の規定に基づき、以下の書類を提出すること（ごみの出し方については、施設課と協議すること。）。

・ 廃棄物管理責任者選任（解任）届【第一号様式】（条例第十七条及び規則第五条）

・ 廃棄物の減量及び再利用に関する計画書【第二号様式】（条例第十七条及び

規則第六条)

- ・ 再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届【第三号様式】（条例第十七条及び規則第七条）

- ・ 一般廃棄物処理申込書兼加入台帳【第四号様式】（条例第二十九条及び規則第十三条）（市の直接収集を希望する場合は、業務課と協議すること。）

- (6) 産業廃棄物の処理については、関係機関との調整をし、及び関係法令等に基づき適正に処理すること。

3 都市計画課

行為を行うに当たり、桜井市景観条例を遵守すること。

4 教育総務課

当該店舗所在地は、大福小学校及び桜井西中学校区内であり、児童生徒が付近を通行する可能性があるため、従業員の通勤車両及び搬出入車両の運行、来客車両の誘導等には十分注意され、安全確保を図ること。またできる限り、登下校の時間帯を避けた搬出入の時間設定に努めること。

5 文化財課

文化財保護法に基づく届出書は提出済であるので、今後計画の変更がある場合は桜井市教育委員会文化財課と協議及び調整を行うこと。

三 縦覧場所

奈良県産業部経営支援課

四 縦覧期間

令和七年十一月七日から同年十二月八日まで。ただし、奈良県の休日を定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで